

## 放課後児童支援員研修の受講義務に係る提案について①

### 放課後児童支援員研修の受講義務について

放課後児童支援員研修は、保育士や教員免許などの有資格者や、有資格者以外で一定の現場経験を積んだ方が、放課後児童支援員として勤務するために必要不可欠な内容について、受講いただきたいもの。

平成28年度末現在 36,694人が受講(全体の44%)

### 厚生労働省の考え方

子どもを巡る現状や児童福祉関係の制度・法令はここ十年近辺でも大きく変化しており、一定の経験を積んでいる方も受けて頂き、最新の状況に習熟して頂くことが必要と認識。

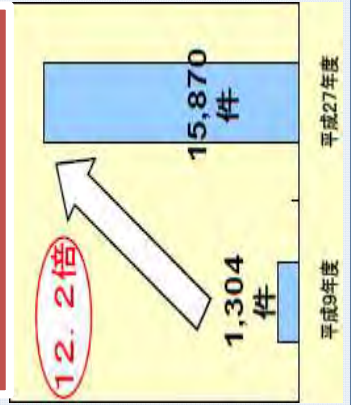
### ●児童福祉法関係法令の昨今の動き

子ども・子育て新制度の施行(H27)、児童福祉法改正(児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が支えるという形で、児童の権利を明確化)

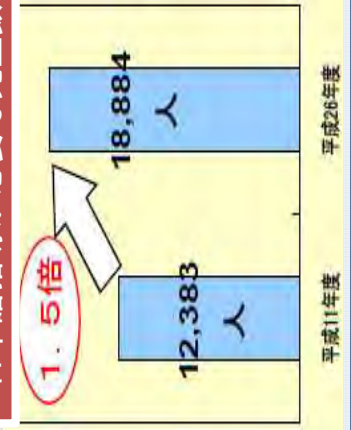
### ●小学生をめぐるここ10～20年の変化の例

(出典：教育再生実行会議提言第10次提言 参考資料)

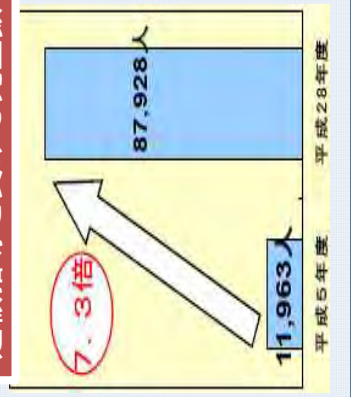
#### 学校管理下の暴力件数



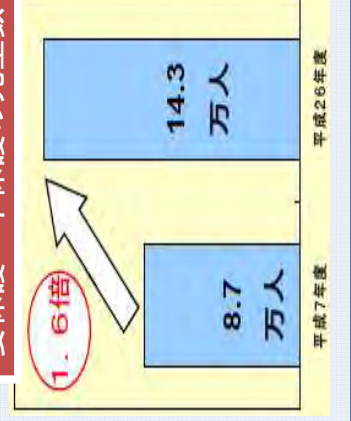
#### 日本語指導が必要な児童数



#### 通級指導を受ける児童数



#### 要保護・準保護の児童数



## 放課後児童支援員研修の受講義務に係る提案について（受講資格関係）

### ① 高校を卒業していない方が放課後児童支援員研修を受けられないことについて

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（抄）  
第10条第3項

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士（略）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法の規定による高等学校（略）を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五～八（略）
- 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

### 厚生労働省の考え方

当該提案に関連し、研修制度が発足した平成27年度以前から放課後児童クラブで勤務する方の実態等を調査の上、今後の対応を検討してまいりたい。

### ② 児童厚生員の資格を有する方への放課後児童支援員研修の免除について

### 厚生労働省の考え方

放課後児童支援員研修は、支援員として必要な活動に最低限必要情報を網羅するもの。児童厚生員研修の内容やレベルは様々なものと見込まれるが、同一のものではなく研修の全部免除は困難。また、個々の科目においても、受講時と内容が大きく変更されている可能性があり、自治体の手続きが煩雑になるため、研修の一部免除は困難。

## 放課後児童支援員の要件緩和に関する提案について①

### 放課後児童支援員の必置義務及び厚生労働省の考え方

放課後児童支援員は、厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)により、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)(抄)  
(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」平成25年12月

#### (2)員数【従うべき基準】

○現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では職員の員数は定められていないが、約95%のクラブで複数の職員が配置されている。

○放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいざこざへの対応など安全面の管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。

本年3月に放課後児童クラブに不審者が対応した際の模様(産経新聞記事より)

#### ◇ 逃げ出す子ども、顔青ざめ。

春休み中の子どもたちが集まった学童保育の場に男が現れ、いきなり刃物を振り回した。「不審者、不審者」。緊迫した園内放送が響く中、一斉に逃げ出す子どもたち。大人たちがほろきで応戦して追い返し、近くの商店に飛び込んだ子どもは青ざめた顔で震えた。

園によると、午後3時ごろ、侵入してくる男の姿を女性職員が目にした。園内放送で危険を知らせるとともに、建物の扉を施錠した。

男はガラスを割って建物の2階へ。子どもを守るため、別の職員が気を引き、その間に子どもたちが逃げ出した。

「切り付けられた。助けて」。午後3時半ごろ、園の向かいにある福祉施設に顔と手首から血を流した女性が駆け込んできた。男性職員ら3人はとっさにほうきなどを握り、助けに向かった。「子どもと職員20人ぐらいが駆け込んだ」と近くで商店を営む女性(87)。子どもたちは男がドアのガラスを破ってきたらどうしようとおびえていた。女性は急いでシャッターを閉め「大丈夫、大丈夫」と慰めた。

(2017年3月31日 産経新聞から抜粋)

# 放課後児童支援員研修に係る昨年度のご提案へのフォローアップ状況

## 提案内容

- 保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。
- 子育て支援研修受講者については、一部科目の免除をお願いしたい。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針

- ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。

- 子育て支援員研修の受講者については、必要とされる実務経験の短縮化してほしい。

- ・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。

- 研修の実施を都道府県のみならず、指定都市でも行えるように権限を委譲して欲しい。

## 現在の状況

- 平成29年度は、自治体や放課後児童クラブの状況の把握に努め、平成30年度末までに結論を得る方向で検討を進める。

- 平成29年度は、自治体や放課後児童クラブの状況の把握に努め、平成30年度末までに結論を得る方向で検討を進める。

- 平成29年中に結論を得るべく、本年5月に、都道府県、指定都市あてに、放課後児童認定資格研修実施状況調査を行っているところ。